

社会福祉法人文京槐の会役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(総則)

第1条 この規程は、社会福祉法人文京槐の会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 定款第8条及び第21条に定めるとおり、常勤の理事及び監事監査を行う際の監事に対してのみ報酬等を支給し、非常勤の役員及び評議員に対しては報酬等は支給しない。

- 2 常勤役員の報酬は月額報酬と賞与とする。
- 3 監事監査に係る監事の報酬は日額報酬とする。

(報酬の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬総額は、年間550万円以内とする。

- 2 全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 3 常勤役員の報酬月額、別表1に定める額とする。
- 4 常勤役員の賞与の額は、報酬月額に別表第2に定める割合を乗じて得た額とする。
- 5 監事監査に係る監事の報酬日額は、別表3に定める額とする。

(報酬等の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、月額をもって支給するものとし、支給日は社会福祉法人文京槐の会職員給与規程（以下「給与規程」という。）第8条第2項の規定を準用する。

- 2 役員賞与は、3月、6月及び12月に支給するものとし、支給日は給与規程第18条第1項の規定を準用する。
- 3 監事監査に係る監事の報酬は、都度、支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出のある場合には、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤手当)

第7条 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。

2 前項の通勤手当の計算方法は、給与規程に準じるものとする。

(費用の弁償)

第8条 法人は、常勤役員が職務のために旅行したときは、社会福祉法人文京槐の会旅費規程に準じて旅費を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、役員及び評議員が会議への出席その他の勤務を行うため、特別区に存する区域内に旅行したときは、日額旅費として3,000円を支給する。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

別表1

| | |
|-----------|----------|
| 常勤役員の報酬月額 | 360,000円 |
|-----------|----------|

別表2

| 支給月 | 割合 |
|-----|----------|
| 3月 | 100分の10 |
| 6月 | 100分の115 |
| 12月 | 100分の125 |

別表3

| | |
|---------|---------|
| 監事の報酬日額 | 10,000円 |
|---------|---------|

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。